規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種	八二、一七一
規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	四、二〇一
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	七九、五二四
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	三九、〇一六
規則別表第二の六の項の下欄のヘに掲げる業種	六二、九三四
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一八四、〇七四
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一五九、三六二

規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種	七九、九九三
規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	八、四六三
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	八〇、六一三
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	三八、九三一
規則別表第二の六の項の下欄のヘに掲げる業種	六三、七七〇
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一六八、三四二
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一七六、三九〇

○国土交通省告示第五百二十三号

平成十九年九月十日付け国土交通省告示第千百七十四号（海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

工事の区域の欄を次のように改める。

次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(61)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(1)　三等三角点「江波」広島市中区江波南一の四〇の一（北緯三四度二一分五八秒東経一三二度二六分〇六秒）から二九二度七〇〇メートルの地点
(2)　(1)に掲げる地点から一一八度〇〇分五二メートルの地点
(3)　(2)に掲げる地点から二〇八度〇〇分一七八メートルの地点
(4)　(3)に掲げる地点から二九〇度〇〇分三メートルの地点
(5)　(4)に掲げる地点から二〇八度〇〇分二六〇メートルの地点
(6)　(5)に掲げる地点から一一九度〇〇分五〇一メートルの地点
(7)　(6)に掲げる地点から二〇五度〇〇分三一メートルの地点
(8)　(7)に掲げる地点から一四七度〇〇分六メートルの地点
(9)　(8)に掲げる地点から一一六度〇〇分三メートルの地点
(10)　(9)に掲げる地点から二〇五度〇〇分一一メートルの地点
(11)　(10)に掲げる地点から二六〇度〇〇分一一メートルの地点
(12)　(11)に掲げる地点から二九四度〇〇分一五メートルの地点
(13)　(12)に掲げる地点から二〇五度〇〇分四二メートルの地点
(14)　(13)に掲げる地点から一一五度〇〇分一六メートルの地点
(15)　(14)に掲げる地点から一二〇度〇〇分三〇メートルの地点
(16)　(15)に掲げる地点から一一七度〇〇分二四メートルの地点
(17)　(16)に掲げる地点から二五度〇〇分四六メートルの地点
(18)　(17)に掲げる地点から二九五度〇〇分二二メートルの地点
(19)　(18)に掲げる地点から三二一度〇〇分一三メートルの地点
(20)　(19)に掲げる地点から二七度〇〇分一一メートルの地点
(21)　(20)に掲げる地点から一一六度〇〇分四メートルの地点
(22)　(21)に掲げる地点から八一度〇〇分六メートルの地点
(23)　(22)に掲げる地点から二五度〇〇分二九メートルの地点
(24)　(23)に掲げる地点から一一九度〇〇分五一一メートルの地点
(25)　(24)に掲げる地点から一八度〇〇分三四七メートルの地点
(26)　(25)に掲げる地点から三五九度〇〇分二二メートルの地点
(27)　(26)に掲げる地点から三〇〇度〇〇分一六八メートルの地点
(28)　(27)に掲げる地点から二七度〇〇分四五メートルの地点
(29)　(28)に掲げる地点から五七度〇〇分一五四メートルの地点
(30)　(29)に掲げる地点から五四度〇〇分一〇四メートルの地点
(31)　(30)に掲げる地点から二九度〇〇分一二メートルの地点
(32)　(31)に掲げる地点から二九七度〇〇分四一メートルの地点
(33)　(32)に掲げる地点から二〇八度〇〇分一八メートルの地点
(34)　(33)に掲げる地点から二九五度〇〇分九二メートルの地点
(35)　(34)に掲げる地点から一九度〇〇分四三メートルの地点
(36)　(35)に掲げる地点から五七度〇〇分四六メートルの地点
(37)　(36)に掲げる地点から九五度〇〇分七一メートルの地点